### 平成25年11月相模原市教育委員会定例会

- 日 時 平成25年11月7日(木曜日)午前9時30分から午前11時36分まで
- 場 所 相模原市役所 教育委員会室
- 日 程
- 1.開 会
- 2 . 会議録署名委員の決定
- 3.議事
  - 日程第 1 (議案第54号) 相模原市公文書管理条例について(教育総務室)
  - 日程第 2 (議案第55号) 相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について (教育総務室)
  - 日程第 3 (議案第56号) 指定管理者の指定について(学校教育部)
  - 日程第 4 (議案第57号) 指定管理者の指定について(生涯学習部)
  - 日程第 5 (議案第58号) 指定管理者の指定について(生涯学習部)
  - 日程第 6 (議案第59号) 指定管理者の指定について(生涯学習部)
  - 日程第 7 (議案第60号) 平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補 正について(教育局)
  - 日程第 8 (議案第61号) 相模原市岩本育英奨学金規則について(教育環境部)
  - 日程第 9 (議案第62号) 相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について(教育環境部)
  - 日程第10(議案第63号) 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について (教育環境部)
  - 日程第11(議案第64号) 相模原市立博物館協議会委員の人事について(生涯学習部)

## 4.閉 会

出席委員(4名)

委員 長 小林政美

委員長職務代理者 大山宜秀

教育 長 岡本 実

説明のために出席した者						
教育 局長	白 井	誠		教育環境部長	大 貫	守
学校教育部長	小泉	和	義	生涯学習部長	小野澤	敦夫
教 育 局 参 事 兼教育総務室長	小 山	秋	彦	教育総務室総括副主幹	杉山	吏 一
教育総務室総括副主幹	岡本	達	彦	教育総務室副主幹	笹 野	宏明
教育環境部参事 兼 学 務 課 長	長嶋	正	樹	学務課担当課長	高橋	進
教 育 環 境 部 参 事 兼 学 校 保 健 課 長	鈴木	英	之	学校保健課総括副主幹	木上	広 規
学校教育課長	西山	俊	彦	学 校 教 育 課課 長 代 理	馬場	博文
学校教育課主幹	小泉		勇	相 模 川 自 然 の 村 野外体験教室所長	青木	正利
相模川自然の村 野 外 体 験 教 室 所 長 代 理	足立原	浩	_	相模川自然の村 野外体験教室 副 主 幹	長田	浩 美
文化財保護課長	川島	和	章	文 化 財 保 護 課 担 当 課 長	山迫	孝 弘
ス ポ ー ツ 課担 当 課 長	鈴木	敏	男	博物館 長	菊池原	恒市
博物館総括副主幹	佐々木	春	美	博物館総括副主幹	木 村	知 之
博物館副主幹	加藤	隆	志			
事務局職員出席者						

教育総務室主任 秋山雄一郎 教育総務室主任 越田 進之介

開 会

小林委員長 それでは、ただいまから相模原市教育委員会11月定例会を開会いたします。 本日の出席委員は4名で、定足数に達しております。

なお、本日、福田委員より欠席の旨、届け出がありましたので、ご報告いたします。 本日の会議録署名委員に、大山委員と私、小林を指名いたします。

はじめにお諮りいたします。本日の会議を公開の会議とすることで、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 では、本日の会議は公開といたします。

傍聴人の方は、お入りいただいて結構です。

(傍聴人入場)

小林委員長 本日は、報道機関から撮影等の申請が提出されております。撮影については、 会議のはじめのみ撮影を認めることとし、録音についても認めることとしてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、会議のはじめのみ撮影を認め、録音も認めることといたします。 それでは、報道機関の方は撮影をお願いいたします。

#### 相模原市公文書管理条例について

小林委員長 それでは、議事に入ります。これより日程に入ります。

日程1、議案第54号、相模原市公文書管理条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小山教育総務室長 議案第54号、相模原市公文書管理条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案につきましては、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存、利用等を図 り、市政の適正かつ効率的な運営の確保、また、市民に対する説明責任を果たすため、相 模原市公文書管理条例の制定について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29 条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提 案するものでございます。

まずはじめに、こちらの条例制定に至る背景でございますけれども、公文書等の管理に関する法律が平成23年4月1日に施行されました。国におきましては、公文書等を国民共有の知的資源と位置付けまして、統一的なルールに基づきます公文書等の管理と歴史的公文書等の保存及び利用の仕組みが定められたところでございます。また、この法律の第34条におきまして、地方公共団体はこの法律の趣旨に則り、文書の適正な管理に関して施策を策定し、実施するよう努めなければならないとされましたので、こうした中、相模原市では全庁の統一的なルールに基づきまして、公文書管理が実施されてきたところでございます。

それでは、条例の内容につきまして、ご説明申し上げます。資料の一番最後の部分でございますが、議案第54号関係資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、1の目的でございますが、市の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、市民共有の知的資源として、市民が主体的に利用し得るものであることに鑑みまして、公文書の管理に関する基本的事項を定めることにより、公文書の適正な管理、歴史的公文書の適切な保存と利用等を図りまして、もって市政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、市政に関する市民の知る権利を尊重しまして、市の諸活動を現在及び将来の市民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とするものでございます。

次に、2の定義でございますが、この条例における用語の定義を規定したものでございます。この条例におきまして、市長、また、教育委員会を含みます各執行機関及び議会を実施機関と定義いたしました。また、保存期間が満了した公文書のうち、後世に残すべき重要な公文書として保存されているものを歴史的公文書と定義するものでございます。

次に、3の公文書の作成でございますが、職員は経緯も含めた意思決定に至る過程及び 事務事業の実績を合理的に跡付け、又は検証できるよう、文書を作成しなければならない と規定するものでございます。

次に、4の公文書の整理でございます。職員が公文書を作成し、又は取得したときは、系統的に分類するとともに、保存期間等を設定しなければならないと規定するものでございます。また、公文書について保存期間満了前のできる限り早い時期に、歴史的公文書選別基準に基づきまして、歴史的公文書として保存するか、また、それ以外のものにあっては廃棄する措置を定めなければならないことを規定するものでございます。

次に、5の公文書・歴史的公文書目録でございます。公文書の目録及び歴史的公文書の

目録を作成するものといたしまして、インターネットの利用、その他の方法により、一般 の閲覧に供することを規定するものでございます。

次に、6の保存期間満了後の措置でございます。保存期間が満了した公文書について、4の定めに基づきまして、歴史的公文書として保存するか、または廃棄しなければならないことを規定するものでございます。

次に、7の歴史的公文書の利用でございます。市民等が歴史的公文書を利用する権利を 定めるとともに、利用決定等について不服があった場合の異議申立て手続について規定す るものでございます。

次に、8の審議会への諮問でございます。公文書の管理の適切な運用を図るため、あらかじめ相模原市情報公開・個人情報保護・公文書管理審議会に意見を聴かなければならない場合を規定するものでございまして、具体には、公文書の保存期間を延長するとき、また、歴史的公文書選別基準を制定又は改廃するとき、公文書を廃棄するときの3点でございます。

続きまして、情報公開条例との関係・比較についてでございますが、表で示してありますが、太線が公文書管理条例の所掌範囲で、公文書管理条例は現用の公文書から歴史的公文書まで、全ての公文書の管理について定めるとともに、歴史的公文書の利用請求についても定めるものでございます。

以上で、議案第54号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、あるいはご意見等ございましたら、お願いいたします。

各執行機関として教育委員会も定義されているというお話がございました。当然、学校 も含まれるのではないかと思いますが、この条例が制定されると学校ではどんな作業が生 じてくるのか、ご説明いただければと思います。

杉山教育総務室総括副主幹 学校における歴史的公文書の量が多い場合には、各学校において別途保存をしていただく予定でございますので、今までに比べますと、歴史的公文書の保存の扱いという部分が増えてくるかと考えております。

小林委員長 どんなものをどういう状態で歴史的公文書にするかという基準のイメージ等は、もう既にでき上がっているのかどうか、それについてお願いしたいと思います。

杉山教育総務室総括副主幹 今現在、検討しておりますのが、歴史的公文書としての選別

基準ということで、例えば条例ですとか規則、また、市の廃置分合、こういったものが予定をされております。また、学校におきましては、学校要覧ですとか学校の沿革史といったものが、この歴史的公文書の基準に合致してくるのかなと考えております。

小林委員長 ほかに質疑、ご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第54号、相模原市公文書管理条例について、原案どおり決することに異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第54号は可決されました。

相模原市職員定数条例の一部を改正する条例について

小林委員長 次、日程 2、議案第 5 5 号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

小山教育総務室長 議案第55号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例につきまして、ご説明を申し上げます。

本議案は、平成26年度相模原市教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員の定数の改正について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定によりまして、相模原市長から意見を求められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

議案の裏面でございますが、裏面の議案第55号関係資料をご覧いただきたいと存じます。

改正の内容でございますが、簡素で効果的な行政運営を推進するため、市全体の職員数を、この表の一番下段の合計欄でございますが、20人増員し、4,640人とするものでございます。教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員につきましては、6人減員し、535人とするものでございます。

次の参考資料の裏面、表の中ほどになりますが、教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員というところでございます。

こちらの増減の内訳につきましては、教育委員会制度改革への対応、また、(仮称)上

満学校給食センターの開設など、新規事務・事業への対応のため、17名を増員するものでございます。また、経常事務・事業に関するものといたしまして、いじめ防止対策推進法に関わる組織の強化、また、食物アレルギー対策の充実など、経常事務・事業を強化するため、5名を増員し、増員分につきましては、合計で22名の増員とするものでございます。また、組織の統廃合、また、事務執行体制の見直しなどによりまして28名を減員いたします。以上によりまして、差し引き6名の減とするものでございます。なお、本条例の施行期日につきましては、平成26年4月1日からとするものでございます。

以上で、議案第55号の説明を終わらせていただきます。よろしくご決定いただきます よう、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 ただいま説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

田中委員 全体で6名と聞くと、そんなに大きな数字ではないような感じがするのですけれども、事務事業の見直しというところで28名減となっています。これだけの減で、今までの業務を進めるのに支障がないのか、教えていただけないでしょうか。

小山教育総務室長 減員の内訳をご説明いたしますと、技能職退職者の退職者不補充をしておりますので、その分補充をしないということで、まず1名減をしております。

2つ目の組織の統廃合による減員ということですが、清新学校給食センターを廃止しますので、その分だけ見ますと、そこから減員になるということ。それで、上溝学校給食センターの方でまた増になるという、そういう入り繰りが出てきている関係で数字が出ております。

あと、事務執行体制の見直しの17名でございますが、津久井学校給食センターの調理業務の委託化によって9名減になりますが、これについても(仮称)上溝学校給食センターの方で増えてくると、そういう入り繰りがある関係で、教育委員会としては、実減としては6名という形になっています。

その6名の減につきましても、3名については、現在生涯学習課の津久井地域の班で行っている事業をまちづくりセンターに担っていただいて、市民の方により近いところでやっていただこうということで、教育委員会から3つのまちづくりセンターへ1名ずつ移管をいたします。市民サービスが低下しないという大前提のもと、より市民に近いところで事務ができるようにということでございます。

大山委員 教育委員会の人員が全体としては6名少なくなったという結果なのですが、全

体としては、やっぱり相模原市全体の人ということに関しては、全体的には増員になっていると。今後、相模原補給廠の返還、リニア中央新幹線、橋本地区の再開発など、大きな問題がございます。今後、どうやって市の機能を保ち、市民のサービスをする上でどのような人員配置の考え方をするのか、全体的な市の考え方をお教えいただきたいのですが。白井教育局長 ただいま大山委員からお話ございましたように、これから大きなプロジェクトをたくさん抱えております。特にまちづくり関係などについては、今後さらに増員が予想されております。ただ、来年度当初に向けては、それほど大きな組織改革にはなりませんけれども、順次、まちづくりにかかわる体制づくりというのが相当大きくなっていくだろうと思います。

そうした中で、だからといって全体の定員数を極端に増やしていくこと、これについて も課題があろうかと思います。そういう中では、教育委員会も含めて全体の中でどう人員 配置をし、効率的な行政運営を展開していくのか、そういうことがこれから重要になって くるのだろうと思います。

今回の教育委員会にかかわる部分については、今、総務室長がお話し申し上げましたように、一部まちづくりセンター等への事務移管ですとか、そういうことが主でございますので、大きく変わるわけではありませんので、とにかく市民サービスを低下させない、あるいは教育の効果を低減させない、むしろより充実する。その体制を改めてここでもつくる予定でございますので、そうした視点で、差引き6名ということになりますけれども、とにかく充実に向けた取り組みをしていくということは間違いございませんので、そういったご理解をいただければと思います。

小林委員長 経常事務・事業に関するもののところで、教育委員会としても非常に力を入れています、いじめ防止だとか食物アレルギー等々で3名、1名の増という、さらに強化がなされる、この具体的な内容についてご説明いただければと思います。

小山教育総務室長 今年の9月に、いじめ防止推進対策法が成立しましたので、それに向けての対応も含めて強化をしていくという部分など、今現在調整中でございますが、そういう方向で考えております。

食物アレルギー対策の充実につきましては、管理栄養士を学校保健課に配置し、市全体のアレルギー対策について見ていく体制をつくることを考えております。

大山委員 新規事務というところで、武道館機能を有する総合体育施設等の検討という記載があるのですが、これは補給廠の跡に作るという施設でしたでしょうか。

小野澤生涯学習部長 武道館機能を有する総合体育施設等の検討ということですが、場所につきましては淵野辺の留保地でして、今は国の所有ということで、市による土地の購入等も含めて、武道館機能も有した総合体育施設を検討していくということでございます。田中委員 先ほどの食物アレルギー対策の充実ということで、管理栄養士の配置をしていくというのは、本当にありがたいと思います。先日、教育委員の研修会において、給食における食物アレルギーの対策ということでいろいろお話を聞かせていただきました。やはり私たちが子どものときには考えられないような、そういう症状を持った子どもたちがたくさんいるのだなということも勉強させていただきましたし、本当にうどん1センチとかで症状が出て、呼吸困難になってしまうようなお子さんもいらっしゃるとお聞きしましたので、ぜひ体制を充実させていただけたら、たくさんの子が給食を利用できるのかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

大山委員 今の食物アレルギー対策の充実ということで、全国で死亡事例などがございましたので、文科省もかなり力を入れております。地域での医療機関との協力が欠かせませんので、相模原市は地元に国立相模原病院というアレルギーの専門病院がございますので、そこの全面的な協力を得て、学校での食物アレルギー対策を推進している。

それから、やはり食物アレルギーの対策ができる給食センターが上溝にできるということで、こういった相模原市の事例を、ぜひ全国に発信していただきたい。これが私の願いでございます。

小林委員長 そうですね、10月1日に神奈川県の市町村教育委員研修会がございまして、そのときに国立相模原病院の海老澤先生のアレルギーについての講演がございました。その中でも、先生が力説しておりましたのは、特に相模原市は神奈川県下でも非常に整備が先進的に進んでいるのだと。まず、神奈川県の市町村は相模原市に学びなさいというお話をいただきました。ご報告しておきたいと思います。

それでは、そのほか質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第55号、相模原市職員定数条例の一部を改正する条例についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第55号は可決されました。

#### 指定管理者の指定について

小林委員長 次に、日程3、議案第56号から、日程6、議案第59号までは関連がありますので、4つの議案を一括して提案説明を受け、審議した後、個別に採決を行います。

それでは、提案理由の説明を求めます。

小泉学校教育部長 議案を説明させていただく前に、指定管理者制度について、簡単にご 説明申し上げます。

指定管理者制度は、指定により、市の施設の管理運営を民間事業者等に委任するもので ございます。

その狙いといたしましては、民間等のノウハウを導入することで、施設を活用した新たな事業やサービスの実施、施設のより効果的な管理を提案、実施することにより、施設の活性化や住民サービスを向上させるなどでございます。

また、指定管理者の指定については、地方自治法第244条の規定により、市議会の議 決を経て行うものでございます。相模原市では平成18年度より実施しており、今回で3 回目の指定を行うことになります。

議案第56号から59号につきましては、市議会12月定例会において、教育委員会所 管施設の指定管理者の指定に係る議案を4件提出するに当たり、地方教育行政の組織及び 運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長より意見を求められたため、提案す るものでございます。

それでは、議案第56号、指定管理者の指定についてのご説明を申し上げます。 恐れ入りますが、議案の方をご覧ください。

1の管理を行わせる施設の名称でございますが、相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室でございます。

2の指定管理者でございますが、所在地は東京都豊島区東池袋3丁目13番3号、名称は西洋フード・コンパスグループ株式会社でございます。

3の指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。 2ページ、議案第56号関係資料(その1)をご覧いただきたいと存じます。

西洋フード・コンパスグループ株式会社の概要でございますが、3の事業概要の主なものといたしまして、(1)のアの食品製造・加工業及び卸小売業、カの食堂・飲食店等の経営及び運営委託などでございます。

3ページ、(2)の公共的施設の管理実績といたしましては、アの相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室の指定管理者のほか、イの刈谷市民休暇村や、オの足立区立鋸南自然の家の指定管理などがございます。

4ページをご覧いただきたいと思います。議案第56号関係資料(その2)をご覧いただきたいと存じます。

指定管理者の選考について、1の選考理由についてでございますが、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最も高い得点を得たこと。(2)各評価項目において、施設設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどでございます。具体的には、候補団体は経営状況がよく、総合的に安定していることが評価されたものでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)の指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。

(2)の指定管理者の公募でございますが、募集要項を配布した後、平成25年6月28日に現地説明会を開催したところ、15団体の参加がございました。その後の申請は4団体からあり、この4団体により10月16日に提案説明会を公開で実施し、引き続き大学教授1名、民間業者1名、税理士1名を含む相模原市立相模川自然の村及び相模原市立相模川自然の村野外体験教室指定管理者選考委員会において選考が行われました。

評価基準・評価結果につきましては、5ページから6ページのとおりでございますが、 候補団体は820点満点中684点の得点に、今回より導入されました経費削減に対する 評価を加え、687点となっております。

なお、候補団体以外の団体の得点は、(イ)のとおりでございます。

議案第56号、指定管理者の指定につきましては、以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小野澤生涯学習部長 続きまして、議案第57号から第59号までの指定管理者の指定に ついてご説明をいたします。

はじめに、議案第57号の指定管理者の指定についてご説明いたします。

1の管理を行わせる施設の名称は、淵野辺公園、相模原市立相模原球場、相模台公園、 古淵鵜野森公園及び大野台南テニスコートでございます。

2の指定管理者でございますが、所在地は相模原市中央区富士見6丁目6番23号、名 称は淵野辺公園グループ運営共同企業体でございます。 3の指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。 なお、淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室につきましては、平 成26年6月1日から平成31年3月31日までとなってございます。

次のページ、議案第57号関係資料(その1)をご覧ください。

淵野辺公園グループ運営共同企業体の概要でございますが、1の構成員につきましては、公益財団法人相模原市都市整備公社、株式会社パティネレジャー、東海体育指導株式会社、 美津濃株式会社の4社の共同企業体となっております。

3ページの4、(1)の事業概要の主なものといたしましては、公益財団法人相模原市都市整備公社につきましては、アの都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業など、株式会社パティネレジャーにつきましては、イのスポーツ施設の管理請負及び経営など、東海体育指導株式会社につきましては、アのスイミングクラブの管理運営など、次のページにつきまして、美津濃株式会社につきましては、アの各種体育運動具、体育機械及び運動用靴の製造販売及び輸出入などでございます。

5ページをご覧ください。

(2)の公共的施設の主な管理実績といたしましては、公益財団法人相模原市都市整備公社につきましては、イの淵野辺公園(アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室を除く。)、相模台公園、古淵鵜野森公園及び相模原市立相模原球場の指定管理者など、株式会社パティネレジャーにつきましては、アの淵野辺公園アイススケート場、水泳プール及びトレーニング室の指定管理者などがございます。

6ページをご覧ください。

東海体育指導株式会社につきましては、イの大野台南テニスコートの指定管理者など、 美津濃株式会社につきましては、アの大阪市長居公園及び長居陸上競技場の指定管理者な どがございます。

7ページの議案第57号関係資料(その2)をご覧ください。

指定管理者の選考について、1の選考理由についてでございますが、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超える合計得点を得たこと。(2)各評価項目において、施設の設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)の指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。

- (2)の指定管理者の公募につきましては、募集要項の配布後、平成25年7月4日に 現地説明会を開催したところ、5団体の参加がありましたが、申請団体は候補団体のみで ございました。
- (3)の選考でございますが、候補団体による提案説明会を公開で実施し、引き続き指定管理者選考委員会において選考が行われました。イの評価基準・評価結果につきましては、8ページの(ア)に記載のとおり、315点満点中、198点の得点でございました。以上をもちまして、議案第57号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第58号の指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

1の管理を行わせる施設の名称は、相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館、 相模原北公園スポーツ広場及び相模原市体育館でございます。

2の指定管理者でございますが、所在地は相模原市中央区富士見6丁目6番23号、名称は総合体育館グループ運営共同企業体でございます。

3の指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。 次のページ、議案第58号関係資料(その1)をご覧ください。

総合体育館グループ運営共同企業体の概要でございますが、1の構成員につきましては、 公益財団法人相模原市都市整備公社、株式会社明治スポーツプラザ、株式会社フクシ・エンタープライズの3社の共同企業体となっております。

3ページの4、(1)の事業概要の主なものといたしましては、公益財団法人相模原市都市整備公社につきましては、アの都市施設その他の都市環境の形成に必要な施設の整備に関する事業など、株式会社明治スポーツプラザにつきましては、ウのスポーツ施設・レジャー施設の管理受託業務など、株式会社フクシ・エンタープライズにつきましては、オの各種スポーツ用品及び用具の販売などでございます。

4ページの(2)の公共的施設の主な管理実績といたしましては、公益財団法人相模原市都市整備公社につきましては、アの相模原市立総合体育館、相模原市立北総合体育館及び相模原北公園スポーツ広場の管理者など、株式会社明治スポーツプラザにつきましては、アの川崎市幸スポーツセンターの指定管理者など、株式会社フクシ・エンタープライズにつきましては、イの相模原市立市民健康文化センターの指定管理者などでございます。

6ページの議案第58号関係資料(その2)をご覧ください。

指定管理の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)評価 基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い得点を得たこと。 (2)各評価項目において、施設の設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)の指定管理者となる要件は、法人その他の 団体でございます。

- (2)の指定管理者の公募につきましては、募集要項を配布後、平成25年7月1日に 現地説明会を開催しましたところ、9団体の参加があり、その後申請を受けた結果、2団 体から申請がございました。
- (4)の選考でございますが、提案説明会及び選考委員会を行った結果、評価基準・評価結果につきましては、7ページから8ページにございますとおり、420点満点中、282点の得点でございました。

なお、候補団体以外に申請のあった団体の評価基準に基づく合計得点は、(イ)のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第58号の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第59号の指定管理者の指定についてご説明いたします。

- 1の管理を行わせる施設の名称は、相模原市立総合水泳場でございます。
- 2の指定管理者でございますが、所在地は静岡県静岡市葵区鷹匠2丁目23番9号、名称は静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループでございます。

3の指定の期間は、平成26年4月1日から平成31年3月31日まででございます。 次のページ、議案第59号関係資料(その1)をご覧ください。

静岡ビル保善・コナミスポーツ&ライフグループの概要でございますが、1の構成員に つきましては、静岡ビル保善株式会社と、株式会社コナミスポーツ&ライフとの共同企業 体となっております。

4、(1)の事業概要の主なものといたしましては、静岡ビル保善株式会社につきましては、オの建築物及び附帯施設の維持管理などでございます。

3ページをご覧ください。

株式会社コナミスポーツ&ライフにつきましては、アのスポーツ施設、遊技場施設及び 宿泊施設の経営などでございます。

(2)の公共的施設の主な管理実績といたしましては、静岡ビル保善株式会社につきましては、アの相模原市立総合水泳場の指定管理者などでございます。

4ページをご覧ください。

株式会社コナミスポーツ&ライフにつきましては、アの横浜市横浜国際プールの指定管理者などでございます。

5ページの議案第59号関係資料(その2)をご覧ください。

指定管理者の選考についてでございますが、1の選考理由といたしましては、(1)評価基準に基づき採点を行った結果、最低基準得点を超え、かつ、最も高い得点を得たこと。(2)各評価項目において、施設の設置目的に照らして適正な施設運営が行われる水準を満たしており、かつ、市民サービスの向上が図られるものと評価したことなどでございます。

2の選考までの経過でございますが、(1)の指定管理者となる要件は、法人その他の団体でございます。

(2)の指定管理者の公募につきましては、募集要項を配布後、平成25年7月2日に 現地説明会を開催しましたところ、32団体の参加があり、その後申請を受け付けた結果、 6団体から申請がございました。

6ページをご覧ください。

(4)の選考でございますが、提案説明会及び選考委員会を行った結果、評価基準・評価結果につきましては、6ページから7ページにございますとおり、420点満点中、325点の得点でございました。

なお、候補団体以外に申請のあった団体の評価基準に基づく合計得点は、(イ)のとおりでございます。

以上をもちまして、議案第56号から第59号までの説明を終わらせていただきます。 よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 議案第56号から59号まで、合計4つの議案の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

大山委員 最初の共同体の組み方、その辺をちょっとお伺いしたいことと、それからもう 1つは、これまで指定管理を行っていたところがまた次もという形のところが多いように 見受けられるのですけれども、もちろん点数も出ていて、公平に評価されていると思うの ですけれども、やはりこれまでの実績等も加味されているのかどうか、これまでの運営が とてもよかったということは先入観として入ってこないのかどうか、その辺をちょっとお 伺いしたいのですが。 小林委員長 2点の質問です。よろしくお願いします。共同体の組み方、あるいは前期から今期もということで、その実績等を加味しているかどうか。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 野外体験教室の方なのですけれども、西洋フード・コンパスグループが前期と引き続いてという形になっておりますけれども、選考委員会におきましては、その前期の評価については加味しておりませんので、プレゼンと提案書の中で判断されたものでございます。

鈴木スポーツ課担当課長 共同企業体という名称の関係でございますが、こちら都市整備 公社が幾つかのところでかかわっているという中で、いろいろなところで構成団体がござ いますから、その辺がわかりやすくなるようなという意味合いで、共同体という名称を使っていると聞いております。

大山委員 私が質問したいのは、整備公社という公益財団法人がありまして、そこであらかじめ共同体を組んで申請を出してくるのか、ということなのですが。

小野澤生涯学習部長 整備公社は当然公益財団法人ということで、公共的な施設運営管理、 実績も当然ございますが、その施設に合った形の中で、整備公社を中心に、それぞれの施 設に合った共同体の企業の参画を得まして、それぞれのノウハウを生かした共同企業体と して申請しているということでございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

田中委員 先ほど、前期の実績を加味されずにということだったのですけれども、そこは 多分公平に正確な判断をするために加味をされないのかなと思うのですけれども、実際に 実績として上がっていることを考えると、5年もかかわってきて、多分それなりのノウハウというものを持っていらっしゃると思うのですけれども、そういうものは全く加味され なくても、今後また5年間、正常に運営されるというか、そういうふうな見通しの中で、加味をされないのでしょうか。

白井教育局長 それぞれのところで、5年前の申請したときの団体以外に、共同体として さらに加えたところもありますし、全く同じ状態で応募したところもございます。基本的 には、前歴を加味することはありません。ただ、募集提案に対して、当然今までの5年間 なりの実績ノウハウをその団体は持っておりまして、その施設の管理に取り組んだ成果、 効果を踏まえた上でのプレゼンをしてきますので、かなりその辺は充実した内容、評価に なったと思っております。ですから、審査上はその前歴は加味しませんけれども、プレゼ

ン内容が非常にいろいろな点ですぐれていた。結果として、総合得点が高くなったと理解 しております。

小林委員長 よろしいですか。

田中委員 はい。

大山委員 簡単に言うと、今までの実績を直接には加味しないけれども、結果的には評価 に反映されてきているという理解でよろしいですね。

白井教育局長 多様な評価項目の中で、本市のみならず他市での取り組みなどを含めた中での実績ということでございまして、必ずしも本市の施設での実績を前提として、それがよかったとか悪かったとかということで、それだけで判断した評価ではないと受け止めていただければと思います。それだけで十分判断できるかということになりますと、非常に偏った判断になってしまいますので、いろいろな視点、今後の管理運営上の取り組み、それから指定管理者としての特色、あるいは人員、スタッフ体制だとか、様々な視点がございますので、そういう中で、総合的に判断した中で最高得点のものを採用したということでございます。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 1つ伺います。ここにある最低基準得点というのはどういうものなのか、具体的にご説明いただければと思います。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 野外体験教室の選考委員におきましては、17項目、1人当たりの持ち点が164点で、5人おりましたので合計点が820点、その6割の492点を最低基準点に設定させていただいております。

小林委員長 ということは、この4つの議案がありますけれども、全部6割を最低基準得点と設定しているわけですか。

鈴木スポーツ課担当課長 スポーツの方の関係の議案、57から59の関係につきましては、今の割合が、6割というところが5割ということになっております。

小林委員長 5割ですか。

鈴木スポーツ課担当課長 はい。市全体の指針というものがございまして、それぞれの所 管で定めることとなっておりますことから、多少違いがあると思っております。

小林委員長 選考会の様子なのですが、例えばある会社が5年間でこれだけの経費を要して、そしてこういう事業やサービスを行いますというのが柱になってくるわけですか、プ

レゼンというのは。ということは、最初から 5 年間にこれだけの経費が必要です。その中身でこういうことをやります。そういうふうに提案がなされるわけですか。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 野外体験教室の場合につきましては、総額で9,300万円で、それが5年間でという形になりますので、5年間ですと4億7,800万円という提案を西洋フード・コンパスグループの方からいただいております。それをもとに、野外体験教室で言えば、レストラン経営や施設運営とか管理、警備とか、そういうものについての提案をしていただきました。

小林委員長 そうすると、応募した会社は、その金額は独自に設定してくるわけですか。 市の方の予算もあると思うのですが、その辺はどういうふうに。

長田相模川自然の村野外体験教室副主幹 まず、指定管理の関係で限度額というのが設けられます。その限度額以下の金額で各団体さんの方が設定をしてまいります。そこで、まず書類審査の段階で限度額を超えている団体につきましては、プレゼンテーションといいますか、提案説明の方はできないようになっております。限度額以下の団体が野外体験教室では4団体応募がございまして、4団体とも限度額以下でしたので提案説明を受けさせていただきました。

小林委員長あとは、そのプレゼンの内容になってくるわけですね。

長田相模川自然の村野外体験教室副主幹 はい。

小林委員長 例えば、野外体験教室の選考ですが、幾つか競争会社があったようですが、 この点が特にほかと比べていいのだと、そういう点は何かございますでしょうか。ここが 目立っているなと。相対的というのもあろうかと思いますが。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 西洋フード・コンパスグループは、議案書の5ページにありますように、17の評価項目のうち、10項目において他社よりも点数がよいということ。もう1つは、経営状態が非常に安定しているというところが高く評価されたように思います。

大山委員 指定管理者の決定というのは、もちろん最終的には教育委員会なのですけれど も、この提案を出す担当の課が指定管理者を決めるということでしょうか。

あと1つは、物品の購入などの場合に、教育委員会の担当課と指定管理者の役割はどうなっているのか、ちょっとご説明いただきたいのですけれども。

鈴木スポーツ課担当課長 市が先ほど言いました上限額を定めた中で、それ以内の指定の 団体が出してきた金額、その中で物品購入等についてもやっていただくという考えでござ います。

長田相模川自然の村野外体験教室副主幹 指定管理者の指定につきましては、選考委員会 を通して主管課の方で候補団体として決めさせていただきます。その後、最終的には議会 の議決によって決定通知を各団体の方に出させていただくものです。

小林委員長 よろしいですか。

大山委員 はい。

小林委員長 この5年間という契約ですが、この選定したときと状況が途中で変わってきたと、サービス内容が違うではないかと、そういう状況があった場合には、どういう対応になってくるのでしょうか。

長田相模川自然の村野外体験教室副主幹 毎年、前年度の状況をモニタリングさせていただいております。それでチェックを入れさせていただき、もちろんその結果を公表などもしておりますので、その状況により、前例はないのですが、その団体に来年度はお願いできないという場合には、そこで契約を切らせていただくということもございます。

小林委員長 キャンセルということもあると。

長田相模川自然の村野外体験教室副主幹 ただ、前例は今のところございません。スポーツ課も同じ状況でございます。

小林委員長 そのほか、質疑、ご意見等ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長それでは、ありませんので、これより採決に入ります。

議案第56号、指定管理者の指定についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第56号は可決されました。

続きまして、議案第57号、指定管理者の指定についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第57号は可決されました。

続きまして、議案第58号、指定管理者の指定についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

## (「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第58号は可決されました。

最後の議案第59号、指定管理者の指定についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第59号は可決されました。

平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について 小林委員長 次に、日程7、議案第60号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係 る予算の補正についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

小野澤生涯学習部長 議案第60号につきまして、ご説明申し上げます。

本議案は、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正につきまして、地 方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、相模原市長から意見を求 められたため、これに同意いたしたく提案するものでございます。

平成25年度相模原市一般会計、特別会計補正予算書及び予算に関する説明書の3ページをご覧いただきたいと思います。

はじめに、12月補正予算の全体の概要でございますが、歳入歳出予算の総額2,45 5億4,200万円に、歳入歳出それぞれ27億1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2,482億5,400万円とするものでございます。

14ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」につきましては、564万円の増額で、補正予算全体に占める割合は0.2%でございます。補正後の一般会計予算全体に占める教育費の割合は7.4%で、0.2ポイントの減となっております。

続きまして、教育委員会の所掌に係る補正予算の内容につきまして、ご説明申し上げます。

38ページをご覧いただきたいと存じます。

「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、「目18 文化財保護費」でございますが、説明欄1の文化財調査事業につきましては、開発事業に伴う埋蔵文化財の発掘調査に要する経費を増額するもので、当麻宿北地区開発事業地の一部が、文化財保護法に規定

される埋蔵文化財の包蔵地として周知される遺跡であるため、埋蔵文化財の状況を事前に 調査するための経費として、64万円を計上するものでございます。

続きまして、「款50 教育費」、「項20 社会教育費」、「目45 博物館費」でございますが、説明欄1の施設維持管理費につきまして、電気料及びガス料金の燃料調整額等の値上がりに伴い、光熱水費の当初予算額に不足が生じる見込みのため、500万円を計上するものでございます。

引き続き、関連する歳入につきましてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、22ページにお戻りいただきたいと存じます。

下段の「款55 国庫支出金」、「項10 国庫補助金」、「目45 教育費国庫補助金」、「節50 社会教育費補助金」につきましては、説明欄1の埋蔵文化財緊急調査費補助金の増額を見込むものでございます。

7ページにお戻りいただきたいと存じます。

第3表、債務負担行為補正でございますが、1枚おめくりいただきまして8ページの上段、「相模原自然の村、相模川自然の村野外体験教室指定管理経費」、中段の「横山公園、小山公園、鹿沼公園指定管理経費」、淵野辺公園銀河アリーナを含みます「淵野辺公園、相模台公園、古淵鵜野森公園、相模原球場、大野台南テニスコート指定管理経費」、下段の「総合体育館、北総合体育館、相模原北公園スポーツ広場、市体育館指定管理経費」、「総合水泳場指定管理経費」についてでございますが、これらにつきましては、事業の執行は平成26年度以降になるわけでございますけれども、先ほどご審議いただきました指定管理者の指定についての議案とあわせて、債務負担行為として設定するものでございます。

以上で、議案第60号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正についてのご説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等を伺います。

大山委員 文化財保護費の補正の件についてお伺いしたいのですけれども、内容を見ると、 多分縦貫道のインターをおりたところの開発が進んでいるということで、その緊急の調査 費ということで、これは国庫補助が予算の半分おりた、その結果として、以前から申請を 出していたのだと思うのですけれども、それで補正を組んだという経過なのでしょうか。 川島文化財保護課長 この当麻宿北地区の開発事業につきましては、事業の進捗が進みま して、年度内に事前の調査をする必要があるという事態になりました。このため、予算の 不足が生じるということを判断しましたので、この事業費につきまして補正の増額をさせ ていただきました。それにあわせて、国の国庫補助金につきましては、変更という形で申 請をする予定になっております。

それで、補助率は2分の1ということで、今回、歳出予算の2分の1を計上させていた だいております。

大山委員 以前からやっている事業なのだけれども、緊急に調査を早く進めたいというような理解でよろしいのでしょうか。

川島文化財保護課長 この開発事業に対します事前の調査というのは、これはこの開発事業に限らず、日常、宅地造成であるとか、あるいは個人の住宅の建築であるとか、いろいると届け出がございます。この届け出に対しまして、必要な場合には事前にその事業地の試し掘りといいまして、調査を行います。その調査に従って、その土地の埋蔵文化財などの状況と実際に確認をしまして、その調査の結果に基づいて、この開発事業に関して文化財保護の指導を行うという流れで行っております。今回、こうした事業費に、全体で見ますと、この当麻宿地区の開発事業が少し予算がかかるということでございますので、当初の計画よりも少し事業費が膨らむということで補正をさせていただいたという状況でございます。

小林委員長 説明書の42ページですが、下から2番目に、相模原自然の村とございまして、金額が8億2,286万3,000円となっております。それで、期間が6年となっています。先ほどの説明だと、5年間の債務負担行為を設立して、5年間の予算は保証するのだというご説明でございましたけれども、6年という数字の意味合いは。5年と伺っていたのですが、その辺はいかがでしょうか。

青木相模川自然の村野外体験教室所長 協定書を締結する年度が平成25年度を含むために、6年となっているものでございます。

田中委員 博物館費の500万円のことなのですが、ガス代、電気代の値上げに伴ってということなのですが、博物館以外の施設等については補正がないのでしょうか。やはり博物館での影響が大きいということで、ここの補正額になっているのかということをちょっと教えていただきたいのですけれども。

菊地原博物館長 何故博物館だけかということで、これは施設の大きさになるのですが、 博物館については約1万㎡弱になるのですけれども、ある一定の規模、例えば本庁舎とか、 あるいは緑区役所等、そういう施設についてはガスで空調をしているところでございます。 そういうところで言いますと、幾つもないということの中で突出してしまったということ になります。

小林委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第60号、平成25年度相模原市教育委員会の所掌に係る予算の補正について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第60号は可決されました。

ここで職員の入れ替えを行います。休憩はとりませんので、速やかに入れ替えをお願いいたしたいと思います。

(職員入れ替え)

小林委員長 再開します。

# 相模原市岩本育英奨学金規則について

小林委員長 次に、日程 8、議案第 6 1 号、相模原市岩本育英奨学金規則についてを議題といたします。

提案理由の説明をお願いいたします。

大貫教育環境部長 議案第61号、相模原市岩本育英奨学金規則の制定につきまして、ご 説明申し上げます。

本議案は、さきの9月議会定例会におきまして、相模原市岩本育英奨学基金条例が制定されたことに伴いまして、当該基金を財源といたします奨学金の給付等について必要な定めをいたしたく、提案するものでございます。

参考資料でご説明させていただきますので、5ページをご覧いただきたいと存じます。

1の岩本育英奨学金の概要でございますが、8月の教育委員会で内容につきましてはご説明させていただきましたが、それと変わっておりませんが、再度説明させていただきます。

(1)の奨学生の応募資格につきましては、次に掲げるアから工までのいずれにも該当 する者といたすもので、まず、市内に在住すること。それから、イの学校教育法第1条に 規定する高等学校又は高等専門学校に入学予定の者。ウの学術優秀、善行な者。工の経済 的な理由で修学が困難な者とするものでございます。

(2)の奨学金の額につきましては、月額1万2,000円とし、現在の奨学金と同額といたしてございます。

給付人数につきましては、1学年5名程度としております。

返還は原則不要、給付期間は3年間とするものでございます。

2の規則の概要でございますが、今申し上げました内容を規則に制定していくものでございます。内容につきましては、その抜粋でございますが、表に基づきまして説明させていただきます。

第1条につきましては、この規則の趣旨を定めさせていただくものでございます。

第2条の給付対象につきましては、先ほどご説明しました本市に居住していること。学校教育法第1条に規定する高等学校、中学校及び高等専門学校に在学していること。

(3)として、学術優秀で、かつ生活面及び行動面が良好であること。(4)として、経済的な理由により修学が困難であることとしております。なお、(3)と(4)につきましては、後ほど説明させていただきます。

6ページをご覧いただきたいと存じます。

第3条の奨学金の額につきましては、月額1万2,000円とするもので、現在の財団 法人が行っている育英会と同額となっております。

第4条の給付期間でございますが、奨学金の給付期間は、高等学校等の入学時から3年間とさせていただくものでございます。

第5条の志願の資格でございますが、奨学金の給付を志願できる者は、第2条でご説明 しました各要件に該当し、かつ、翌年度に高等学校等に入学を希望する者とするものでご ざいます。したがいまして、対象者は中学3年生が応募できるということでございます。

募集時期につきましては、12月中旬から1月下旬ごろ、市が独自に貸し付けを行っています奨学金と一緒に募集をする予定でございます。その後、選考委員会で決定しまして、教育委員会には3月に諮らせていただきたいと考えております。

第6条の手続でございますが、奨学金の給付を受けようとする者は、奨学生願書に、志願時に在籍している学校の校長の推薦書、あと教育委員会が必要と認める書類を提出していただくというものでございます。願書には、本人及びその保護者に連署していただくことにしております。

第7条の選考手続につきましては、相模原市岩本育英奨学生選考会を設置いたしまして、 その中で選考したいと思います。なお、選考会は要綱で設置をいたしまして、座長は教育 環境部長、委員につきましては教育総務室長、学校教育課長、青少年相談センター所長、 学務課長で構成したいと考えております。

2の選考会につきましては、別に定める審査基準によりまして、中学生の中から選考し、 決定したいと考えております。

今のところ、審査基準につきましては、学術等の要件として5段階評定で、各教科が3 以上で、かつ全教科の平均が4以上としております。

経済的要件につきましては、生活保護基準の1.5倍程度以下としたいと考えております。

7ページにございますように、貸与型の奨学金につきましては、生活保護基準の2倍以下としておりますが、準要保護の認定が1.5倍ですので、それと合わせた方がわかりやすいということで、1.5倍以下とさせていただきたいと考えております。

なお、奨学金や生活保護を受けていても応募は可能でございますが、選考に当たりましては、それは収入とみなしますので、その中で選考していきたいと考えております。

第10条の給付でございますが、高等学校等の設置者が定める学期ごとの最終月に給付したいと思っております。3学期制の学校、2学期制の学校、それぞれありますが、その学期末にしたいと考えてございます。なお、2項で、特別な事情があると認めるときは、奨学金を月ごとに給付することができるとしたいと考えております。

また、説明欄にありますように、新1年生につきましては、場合によっては4月、5月 の段階で必要な経費があると思いますので、希望があれば給付していきたいと考えており ます。

第15条の奨学金の返還につきましては、原則として奨学金の返還は要しませんという ことです。学期末ごとに成績を確認して給付する考えでおります。

そのほかの規定は、各種届け出や給付を廃止するときなどの定めをしております。 この規則につきましては、公布の日から施行したいと考えております。

以上で、議案第61号、相模原市岩本育英奨学金規則の制定についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等伺いたいと思います。 田中委員 月額1万2,000円の根拠について、説明いただけないでしょうか。 長嶋学務課長 大きな理由の1つといたしましては、過去において岩本育英会の方で支給してきたのが1万2,000円であったということですけれども、市としての支給ということになりますと、そのままというわけにもいきませんので基準を検討いたしました。生活保護基準をもとにいたしまして、学用品費ですとか学校で使うような経費を積算いたしますと、交通費等も含めまして、概ね1万2,000円程度あれば大丈夫だろうというようなことから積算したものでございます。

大山委員 6ページの他市のデータというのは、いわゆる貸与型の奨学金なのでしょうか、 あるいは返還不要のものでしょうか。

長嶋学務課長 ここにあるものは全て給付型でございます。全国的にいろいろなタイプの 奨学金がございまして、大体半々で貸与型と給付型に分かれておるところでございます。 大山委員 他の政令市に比較すると、相模原は人数的には少ないような印象があるのです が、いかがでございましょう。

長嶋学務課長 人数で言いますと確かに少ないわけでございますけれども、これもやはり 過去の経緯といいますか、今回の岩本育英奨学金につきましては、あくまでも岩本育英会 から財源をいただいて、その執行ということになりますので、いきなりそれを増やすということも難しい。今後、経済状況もございますので、いただいた財源の中で、年によって は多少増減するということも、必ず規則で何人と決めているわけではございませんので、 予算の範囲内でございますので、状況によっては多少増減するということも検討していき たいと思います。これまで岩本育英会の方で支給してきた人数というのは毎年 2 名ということでございまして、相模原市としてやるということになった段階で、市として募集する ということ、あくまでも周知の効果が違ってくると思いますので、5 名ということにいた しました。それが実際に初年度等を見ますとさらに多くなることも想定されますので、そういったことも考えながら予算化はしていきたいと思います。

小林委員長 仮に5名としますと、1人当たりが年間43万2,000円ですから、1年間で約200万円あまりになりますね。そうすると、基金を考えると大体20年ちょっと、24、5年になりますか。それで基金が底をついてしまうかなと。なくなった段階でこの制度は終了と、そういうことでしょうか。

長嶋学務課長 現在、このままいくと大体20数年大丈夫ということですけれども、やは リ今後の経済状況とか社会情勢がどうなるかというのは、20年後はなかなか難しいかな ということがございます。この20数年経った段階で、市としての財源を加えて継続する のか、あるいは全く新しい奨学金制度をつくるのか、あるいはそのときには奨学金制度が、 そういった概念がなくなっているのか、なかなか難しいところがございますので、その段 階でちょっと検討させていただきたいなと思っております。

小林委員長 ほかにご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第61号、相模原市岩本育英奨学金規則について、原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第61号は可決されました。

相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則について

小林委員長 続きまして、日程9、議案第62号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を 改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

大貫教育環境部長 議案第62号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則に つきまして、ご説明を申し上げます。

これにつきましては、参考資料でご説明させていただきたいと思いますので、10ページをご覧いただきたいと存じます。

1の改正の理由でございますが、8月の教育委員会でもご説明させていただきましたが、平成25年度税制改正におきまして、地方税の延滞金の割合について、平成26年1月から引き下げられることになったことに伴いまして、全庁的に延滞金の規定を見直しまして、統一化を図ることとなり、この9月議会において相模原市奨学金条例についても改正を行いました。今回、この条例改正を受けまして、奨学金条例規則について、用語の整理を行う必要ができたため提案するもので、さらに貸与時における添付書類の見直し、あるいは連帯保証人の資格の明確化など、所要の改正をいたしたく提案するものでございます。

2の9月の議会で改正いたしました奨学金条例の主な改正内容について、もう一度ちょっと触れさせていただきます。

1の延滞金の率につきましては、現行10.75%から、改正後は年14.6%、1カ 月以内は年7.3%で、ただし特例として9.3%、1カ月以内で3.0%に引き下げさ せていただいております。

2の延滞金の規定の整理といたしまいて、減免規定がなかったものを追加させていただいたこと、閏年の規定がございませんでしたので、その規定を追加したこと、また、計算方法の見直し、それから、名称を延滞金から違約金に変更させていただいたこと、それから、督促の規定の追加をさせていただいたなどの改正を行ったところでございます。

11ページをご覧いただきたいと存じます。

2の今回改正を行います奨学金条例施行規則の主な内容でございますが、(1)が条例の改正に伴います用語の整理、(2)がその他の改正といたしまして、(ア)から(エ)までの添付書類の見直しや規定の明確化を行うものでございます。

内容につきましては、12ページの対照表で説明させていただきます。

- (1)の条例改正に伴う用語の整理につきましては、条例の中の第13条で、正当な理由なくという言葉を使っておりましたが、改正後につきましては、やむを得ない理由という言葉に変えさせていただきました。実際は、やむを得ない理由等を使っておりまして、この条例、あるいは規則は昭和39年に制定されたもので、これからのその他の改正もそうですが、ちょっと不備な点もありましたので、ここで全部整理させていただくものでございます。そういうことから、規則におきましても、現行は正当な理由と使っておりますが、やむを得ない理由に直させていただくというものでございます。
- (2)のその他の改正でございますが、(ア)の貸与決定時に必要な書類につきまして整理するもので、誓約書ということになっておりますが、そのほかに、明確化するために在学証明書、奨学金借用証書、あるいは連帯保証人の印鑑登録証明書、このようなものを規定していきたいと考えております。
- 次に、(イ)の連帯保証人の資格の明確化ですが、現行では規則上、あまり詳しく規定 しておりませんので、ここで明らかにするために、まず債務を弁済する能力を有している 者であること、それから、65歳以下であることなどの規定を追加するものでございます。

13ページをご覧いただきたいと存じます。

- (ウ)の2年目以降の在籍の確認等でございますが、次年度以降も確かに在籍している という在学証明書、これを新たに添付していただくことを規定するものでございます。
- (エ)の返還明細書の提出についてでございますが、奨学金の返還明細書の提出がない場合の規定を追加するもので、そういう提出がない場合は、教育委員会が返還期日、返還金額を指定して、奨学生に通知することとするものでございます。また、卒業後の進路に

つきましても報告していただくように規定したいと考えております。

以上の内容で、4の公布日等でございますが、本規則は11月中に公布いたしまして、 条例と同様に平成26年1月1日から施行したいと考えております。

(2)の経過措置ですが、この規則施行の日前に既に貸与を決定している奨学金がございますので、これにつきましては規則第6条の規定、在学証明書の添付、これ以外につきましては、従前の例によるとするものでございます。

以上で、議案第62号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についての 説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。 小林委員長 議案の説明が終わりました。これより質疑、ご意見等をいただきたいと思い ます。

田中委員 10ページの2の表の中で、太字で書いてある特例ということです。特例の場合は9.3%、1カ月以内だったら年3%というところがあったのですけれども、この特例というところで、ちょっと詳しく説明していただいてもよろしいでしょうか。

長嶋学務課長 地方税法で定まっているものでございます。その中で、延滞金については年14.6%という、法律で決まっているわけでございますけれども、この数字が、例えば今の経済情勢からいくとかなり高いものになりますので、特例という形で、ほかの指標をもって、具体的には年々の経済状況に合わせた金額になるように基準が定められております。それをそのままここに持ってきたということで、具体的には毎年毎年の基準でこの数字が決まっていくということでございまして、今9.3%、3.0%にそのまま読み替えるというような規定になっております。具体的には、法律では14.6%になっているのですが、実際の適用は9.3%になるというような形で、それをそのまま条例でも引用しているということでございます。

小林委員長 ほかにご質問、あるいはご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第62号、相模原市奨学金条例施行規則の一部を改正する規則についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第62号は可決されました。

# 相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事について

小林委員長 続きまして、日程10、議案第63号、相模原市立小中学校結核対策委員会 委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

します。

大貫教育環境部長 議案第63号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてご説明申し上げます。

本結核対策委員会は、附属機関の設置に関する条例に基づき、平成24年度から設置されたもので、恐れ入りますが参考資料をご覧いただきたいと存じます。

1 枚めくっていただきまして、(2)の構成員及び任期にございますように、医師をは じめ学校関係者の代表者などから構成され、任期は1年となっております。例年、定期健 康診断が終了した7月に委員会を開催いたしまして、各学校医の判断及び精密検査の結果 について審議しているところでございます。

本議案についてでございますが、委員1名から任期途中において辞職したい旨の申し出があったため、これを承認いたしまして、後任の委員を委嘱することが必要なため、提案いたすものでございます。

議案の裏面の名簿の下段をご覧いただきたいと思います。

はじめに、辞職でございますが、相模原市医師会から推薦を受けた医師として委嘱申し上げておりました金子忠弘氏から、11月30日をもって辞職したい旨の申し出がございましたので、その承認をお願いするものでございます。

また、辞職される方の後任といたしまして、上段の1にございますように、相模原医師会から推薦をいただきました本田崇氏を新たに委嘱するものでございます。

委員の任期は、残任期間でございます平成25年12月1日から平成26年3月31日 までの4カ月でございます。

以上で、議案第63号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についての説明を終わらせていただきます。よろしくご決定くださいますよう、お願い申し上げます。 小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等ございましたら、お願いいた

大山委員 私自身がこの委員会の委員であります。委員の皆様、傍聴の方々に、この対策 委員会の意義を知っていただくという意味合いから、私から質問させていただきます。

文科省の通知によりまして、学校での結核検診のあり方、マニュアル改正が行われまし

て、この各市町村におきまして、結核対策委員会の設置が必ずしも求められなくなったという経過がございます。その中で、相模原市では結核対策委員会を存続させていただいているということでもって、その意味合いと、それから今後の見通しにつきまして、お願いいたします。

鈴木学校保健課長 今、大山委員からお話がございましたとおり、文部科学省では結核対策についてマニュアルを改正し、必ずしも各市町村ではこの結核対策委員会を必要としないと。ただし、条件といたしまして、各学校医は的確に結核診断できるような基準、いわゆるマニュアルを策定して、各学校医がその結核対策に当たると、こういう条件が付されているものですから、本市の場合、そのマニュアルがまだできておりません。冒頭、部長からご説明申し上げましたとおり、各学校で定期健康診断の際、問診をしたり、問診表による保護者からの連絡、あるいは学校医の判断、これによりまして、今年度で申し上げますと84名の方が精密検査を受けたわけでございますが、その精密検査の結果、全ての方が、児童生徒が異常がなかったと。この精密検査を受けていただくときの判断の内容がよかったかどうか、いわゆる本市における結核対策の専門機関として、この対策委員会を設けてございます。

それからもう1点、今後の見通しということでございますが、この結核対策委員会の中で、冒頭申し上げましたマニュアル等を策定して、将来的にはこの結核対策委員会を廃止してきたいと、このように考えております。

田中委員 金子氏が任期途中で辞職ということですが、この理由は伺ってもよろしいので しょうか。

鈴木学校保健課長 名簿にございますとおり、推薦は医師会の推薦をいただいているわけですが、その所属の北里大学病院の都合によって辞職、それから本田先生を推薦いただいたということでございます。

小林委員長 そのほか、ございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 ありませんので、これより採決を行います。

議案第63号、相模原市立小中学校結核対策委員会委員の人事についてを原案どおり決することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 異議ございませんので、議案第63号は可決されました。

#### 相模原市立博物館協議会委員の人事について

小林委員長 次に、日程11、議案第64号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野澤生涯学習部長 議案第64号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてご説明申し上げます。

このたび、相模原市立博物館協議会委員10名の任期が平成25年11月19日をもって満了となりますので、博物館法第21条の規定によりまして、後任の委員を委嘱するために提案するものでございます。

同協議会は、博物館の運営に関し、館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関でございます。また、その委員につきましては、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者、並びに市の住民の中から任命することとなっております。

裏面の参考資料、相模原市立博物館協議会委員名簿をご覧ください。

では、選出区分ごとにご説明いたします。

名簿のうち、学校教育の関係者につきましては、新任であります相模原市立共和小学校 教諭の奈良美紀氏、新任であります神奈川県立弥栄高等学校長の鴫原ふみ子氏の2名でご ざいます。

社会教育の関係者につきましては、再任でございます相模原市文化財研究協議会会長の 戸塚厚生氏、新任であります相模原市市立小中学校 P T A 連絡協議会副会長の森山小百合 氏の 2 名でございます。

家庭教育の向上に資する活動を行う者につきましては、再任であります相模原市女性学習グループ連絡協議会書記の井上博美氏でございます。

学識経験のある者につきましては、人文科学分野から再任であります東京家政学院大学教授で同大学生活文化博物館館長の小瀬康行氏、自然科学分野から再任であります神奈川県公園協会職員の青木雄司氏、天文分野からは新任であります宇宙航空研究開発機構宇宙科学研究所助教の羽生宏人氏の3名。

市の住民といたしまして、公募いたしました結果、田口正男氏、今井眞弓氏の2名を新たに委嘱するものでございます。なお、公募につきましては、5名の方から応募がござい

まして、選考委員会で2名の委員を選考したところでございます。

任期は、平成25年11月20日から平成27年11月19日までの2年間でございます。

以上で、議案第64号の説明を終わらせていただきます。よろしくご承認くださいますよう、お願い申し上げます。

小林委員長 説明が終わりました。これより質疑、ご意見等を伺います。どうぞ。 よろしいですか。

(「なし」の声あり)

小林委員長 それでは、ありませんので、これより採決を行います。

議案第64号、相模原市立博物館協議会委員の人事についてを原案どおり決することに ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 ご異議ございませんので、議案第64号は可決されました。

# いじめ防止に係る取組状況について

小林委員長 それでは、事務局から報告事項があるようでございます。報告事項1について、学校教育課からお願いいたします。

西山学校教育課長 いじめ防止の取組について、9月、10月の取り組みについてご報告をさせていただきます。お手元の資料に沿ってご説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、いじめ相談ダイヤルの実施状況でございますが、2学期のいじめ相談ダイヤルの実施状況、9月が6件、10月が12件でございます。4月からのいじめ相談ダイヤルは、延べ61件の相談が寄せられております。9月、10月の合計18件の内訳でございますが、母親からの相談が一番多く、15件となっております。また、小学生にかかわる相談が12件でございます。また、これらの相談の中で、学校との連携を希望されている件数は11件でございます。4月から10月までの中で、61件のうち、子どもからの相談は3件でございます。この3件につきましては、いずれも名前、学校名もこちらの方に伝えていることから、学校の方にもすぐ連絡をいたしまして、担任の先生、校長と連絡をとって解決の方に向かっております。

この相談ダイヤルが学校との連携を図ることで、解決に図っている事例を2件、ご紹介

をさせていただけたらと思います。

事例の1件目ですが、学校との連携、調整を図った事例といたしまして、小学生男児母 親からの相談でございます。我が子がいじめにあっている。学校は対応しているが、校長 先生の方が把握していないようであるということで不安を抱えている相談でございました。

私どもの方は、学校の方に速やかに連絡をいたしまして、既にこの件については学校全体で把握している状態ではございましたが、担任が常に窓口に立っているということの中で、全ての内容を校長先生の方が把握していないというところの中での母親からの不安であることがわかりました。

学校長の方には、当該の保護者に校長先生の方からご連絡をしてくださいということを お伝えした上で、校長の方からは担任だけでなく学校全体として対応していること、また 今後不安があれば学校が相談に対応することを保護者に伝えたところ、保護者が安心をし て、学校に今、相談中というところになっております。

2件目でございますが、中学生女子の母親からの相談で、今、私立中学校に通っている母親からのご相談でございました。発達障害の診断を受けているということで、友達ができず、仲間外れに今なっているけれども、公立中学校への転学は可能であるかということでのご相談でございました。

保護者の確認の上で、学校教育課の教育支援班との連携を図りまして、支援班指導主事が発達指導支援センターを紹介するとともに、私どもの方も発達支援障害センターの方にもこの旨を伝え、親子で相談に行くこととなっているという事例でございます。

裏面をご覧いただけたらと存じます。

学校巡回訪問の実施報告をさせていただきます。9月は19件、10月は16件の学校 訪問を指導主事、また相談員で行っております。また、巡回訪問以外にも研究発表会、ま た計画訪問の方にも指導主事、また相談員が赴きまして、学校の状況を把握するとともに、 相談対応を行っているところでございます。

また、先ほどの相談ダイヤルのほかに、9月から10月にかけて学校から、また保護者からのいじめに係る学校教育課への相談、これは電話、また窓口対応となりますが、これは19件でございます。いじめに係る相談は、常に班内で情報を共有するとともに、共通理解をしながら適切な対応を図るように努めております。

学校からの相談は、内容的には今、保護者との関係で、いじめに係る、また友人関係に おけるトラブルについての相談を受けているけれども、教育委員会の方も把握してほしい という相談や、また、保護者との対応について、今後どうしたらいいかという相談を私ど もに行うものが多くあります。

また、保護者からのいじめ相談ダイヤル以外の対応については、学校との関係の中でうまく先に進んでいないということでの悩みでの相談が多いこともございますし、また、子どもが不登校であるということでの相談もありますので、こちらのことにつきましては、青少年相談センターとの連携を図りながら進めていく事案もあります。

3つ目の丸でございます。各学校では、10月末から11月初旬につけて、これは県の 事業でございますが、いじめ暴力等防止週間というものが行われております。これを実施 しておりまして、児童・生徒の手によるいじめに係るアンケートの実施や、いじめ防止の ためのスローガンづくりなどを今、取り組んでいる学校がございます。

3点目でございます。いじめ防止フォーラムの開催につきましては、平成25年11月17日、ユニコムプラザさがみはらにおきまして、いじめ防止フォーラムを実施いたします。テーマは、「みんなで考えよう、いじめのない社会づくり」でございます。帝京大学の高橋勝先生に基調講演をいただくとともに、小学校、中学校、また地域の中でのいじめ防止に係る取組のご発表をいただき、後半は、これらの代表の方々を集めてのシンポジウムを行う予定でございます。現在、高橋先生とは調整をさせていただくとともに、発表される小学校、中学校、またそれらのところでも今、発表の準備を着々と進めていただいているところでございます。

以上、ご報告させていただきました。よろしくお願いいたします。

小林委員長 報告が終わりました。質問等ございましたら、お願いしたいと思います。 田中委員 先ほどのご相談の内容のところで、学校からは保護者とのかかわりについてと

いうところで、保護者からは学校へどうアプローチしていいかという、お互いの距離の保 ち方というか、かかわり方に迷っているというところで、相談ダイヤルによって、それぞ れの立場でのかかわりをつなげていただいているのかなと、すごく感じました。このダイ ヤルがあるからこそ連携が図れるのかなと、すごく感じましたので、ぜひそれをまた充実 させていただきたいなと思いました。

小林委員長 意見、感想ということでよろしいですか。 田中委員 はい。

小林委員長 この件は、これでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 それでは、最後に教育委員会の主なイベント等についてでございますけれど も、後ろの方に資料がついておりますので、大変恐縮ですが、各委員におかれましては、 ご確認をいただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

小林委員長 そういうふうにお願いしたいと思います。

では、最後に、次回の会議の予定日ですが、12月5日木曜日、午後2時30分から、 教育委員会室で開催する予定でよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

それでは、次回の会議は12月5日木曜日、午後2時30分の開催予定といたします。 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして、11月定例会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

閉 会

午前11時36分 閉会